

Topics**中国税務最新動向****中国税務最新動向**

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

**★〈ファイナンス・リースによる貨物輸出の税還付管理弁法〉発布に関する公告
(国家税務総局公告, 2014年第56号, 2014年10月8日発布, 2014年10月1日施行)**

天津東疆保税港区で試験的に実施されていたファイナンス・リースによる貨物の輸出税還付政策を全国的に実施するため、国家税務総局は《国家税務総局〈ファイナンス・リースによる貨物輸出の税還付管理弁法〉発布に関する公告》(以下、《管理弁法》)を発布した。管理弁法の解説は以下のとおり。

一、《管理弁法》制定の背景

《国务院弁公庁 対外貿易の安定的成長を支持する若干の意見》(国弁發〔2014〕19号)に関連する要請を実現するために、財政部、税関総署、国家税務総局は《財政部・税関総署・国家税務総局 ファイナンス・リースによる貨物輸出の税還付政策試行の全国拡大に関する通知》(財稅〔2014〕62号)を発布し、現行の天津東疆保税港区試行地点のファイナンス・リースによる輸出貨物税還付政策の全国への拡大を実施するとした。納税者及び税務機関の執行を利便化するために、国家税務総局は《国家税務総局〈天津東疆保税港区ファイナンス・リースによる貨物輸出の税還付管理弁法〉発布に関する公告》(国家税務総局公告2012年第39号)を基礎として、これに補足及び改善し、《管理弁法》を制定した。なお、《管理弁法》の制定と同時に、国家税務総局公告2012年第39号は廃止された。

二、《管理弁法》の主な内容

《管理弁法》は全4章16条から成る。

- 税務登記及び税還付(免税)資格認定管理について、第4条から第6条に規定されている。そのうち、第4条では、ファイナンス・リースの貸し手が所在地の主管国家税務局にて税務登記を行い、税還付(免税)資格認定を受けた後、ファイナンス・リース貨物の輸出税還付の申請を行うことが可能と規定している。第5条では、税還付(免税)認定手続きに対して規定している。税還付(免税)認定に一般的に必要な資料以外に、ファイナンス・リース契約、ファイナンス・リース業務に従事する資格証明を必要としている。なお、既に外国企業との間で

ファイナンス・リース契約が締結されたものについても、《管理弁法》のもと、主管税務機関に対して認定手続きを申請する事ができる。第6条では、税還付(免税)資格認定の変更及び取り消しは、国家税務総局公告2012年第24号等の関連規定に基づき執行される事を規定している。

(2) 税還付申請、審査管理について、第7条から13条に規定されている。第7条では、ファイナンス・リース貨物に係る税還付申請期限は、一般輸出貨物のそれと同じとしている。第8条では、ファイナンス・リース貨物の税還付申請に係る具体的な条件について、以下のとおり規定している。

- 異なるファイナンス・リース契約に係るファイナンス・リース貨物は、それぞれ別個に申請しなければならない。
- 申請表の「税還付(免税)の業務類型」の欄内には、「RZZL」と記入する。
- 税還付申請資料について、第9条では、ファイナンス・リースの貸し手が、リース物件の購入時に取得した専用発票で既に控除を申請したものは、税還付の申請を行ってはならない事を明記している。また、ファイナンス・リースによる輸出貨物について既に税還付を申請した専用発票について、賃貸人は、再度税還付を申請してはならない事を明記している。

第11条では、税務機関が財稅〔2014〕62号に規定された計算方法で審査を行う事が明記されている。第12条では、ファイナンス・リースの貸し手が提供した增值税専用発票について、当該貸し手が增值税一般納税者である場合、税務機関は、会計監査情報と照合した後に税還付手続きを行う事ができる旨を規定した。また、当該貸し手が增值税一般納税者以外の者である場合には、税務機関は、書面調査を実施した後に、税還付手続きを行う事ができる旨を規定した。第13条では、リース契約が中途解約された場合、ファイナンス・リースの貸し手は、遅滞な

く、自ら主管税務機関に報告し、既に還付された税額について補充納付を行わなければならない旨を規定した。

(3) 第14条から16条は附則である。第14条では、違法行為について規定し、ファイナンス・リースの貸し手が違法に税還付資格を取得し、ファイナンス・リース契約を偽造または改ざんし、虚偽の税還付申請資料を提出する等の手段で税還付額を搆取した場合は、現行法律に則って処罰を受ける旨が規定されている。第15条では、ファイナンス・リースによる

★中小企業に対する増価税及び営業税の免除に関する問題に係る公告 (国家税務総局公告, 2014年第57号, 2014年10月11日発布, 2014年10月1日施行)

一、背景

2014年9月17日、国务院は常務会を開催し、中小企業のさらなる発展を支持する考えを示した。国务院による考え方の趣旨に基づき、国家税務総局は、財政部と連名で《中小企業に対する増価税及び営業税の免除に関する問題の公告》(財稅〔2014〕71号)を発布し、2014年10月1日から2015年12月31日まで、月次の売上高が2万元～3万元の増価税及び営業税の小規模納税者について、増価税及び営業税を免除する旨を規定している。

(2) 兼業の場合における免税対象売上高(営業額)の計算に係る問題の明確化

増価税課税項目と営業税課税項目に係る営業を兼業する納税者は、増価税納税者であり、かつ営業税納税者でもある。

中小企業を支援するために、公告では、納税者は、増価税課税項目に係る売上高と、営業税課税項目に係る営業額を区分計算し、月次売上高が3万元(1四半期で9万元)を超えない場合には増価税が免除され、かつ、月次の営業額が3万元(1四半期9万元)を超えないものは、営業税を免除する優遇政策を明確にした。

二、公告の主な内容

(1) 四半期ベースで納税する納税者について、免税措置を享受できる四半期売上高及び営業額を明確化

財稅文件では、中小企業が増価税及び営業税の免税措置を享受できる月次の売上高及び営業額を規定している。例えば、財稅〔2013〕52号では、月次の売上高が2万元以下の企業と非企業性単位について免税措置が適用されるとしている。また、新たに発布された財稅〔2014〕71号では、売上高2万元～3万元の増価税小規模納税者及び営業税納税者(個人

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング(以下、「ノベル」といいます。)が監修したもので、概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じかかる損害にも何ら責任を負うものではありません。

Topics